

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	2	府省庁名	復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (都市計画税)		
要望項目名	避難指示解除準備区域内資産の代替資産取得に係る固定資産税等の特例		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 帰還困難区域及び居住制限区域にあった住宅・事業所等の代替資産を取得する場合の固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の特例措置に、避難指示解除準備区域内に資産を有する住民や事業者に対し、避難解除区域において代替資産を取得する場合に限り、特例の対象に追加する。</p> <p>・特例措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋、家屋の敷地の用に供する土地、農用地に係る不動産取得税は課税免除。 2. 住宅用地、家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税は軽減。 (1) 住宅用地：家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対しても、住宅用地とみなして取得後3年間は1/6又は1/3（都市計画税は1/3又は2/3） (2) 家屋：取得後4年間1/2減額、その後2年間1/3減額 (3) 償却資産：課税標準を取得後4年間1/2 		
〔関係条文〕	〔地方税法附則51条第4項、第5項、第6項、同56条第13項、第14項、第15項〕		
減収見込額	[初年度] ▲656 (-)	[平年度] ▲440 (-)	(単位：百万円)
改正増減収額	-		
要望理由	<p>(1) 政策目的 避難解除区域を今後の避難指示解除準備区域等の復旧・復興の前線拠点となっていく地域として位置付けており（「避難解除等区域復興再生計画」（平成26年6月内閣総理大臣決定））、12市町村[※]への住民や事業者の帰還を促進する。 [※]福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p> <p>(2) 施策の必要性 現行制度において、帰還困難区域及び居住制限区域に事故前にあった住宅・事業所等の代替資産を取得する場合、固定資産税等の特例措置が講じられている。その趣旨は、これらの地域では居住・操業が限定されているため、別の地域での早急な生活や事業の再建を支援するもの。その際、避難指示解除準備区域は、対象外としていた。 政府として、本年6月に、「避難解除等区域復興再生計画」において、避難指示解除準備区域については、住民の早期の帰還を見据え、除染、インフラ復旧等の支援策を集中的に投入し、早期の避難指示の解除を目指すこととされており、また、避難解除区域は、今後の避難指示解除準備区域等の復旧・復興の前線拠点となっていく地域として位置付けたところである。こうした政府の方針に基づきつつ、地元の要望も踏まえ、12市町村への帰還促進の観点から、避難指示解除準備区域内に資産を有する住民や事業者に対し避難解除区域において代替資産を取得する場合に限り、本件特例の対象に追加することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
ページ	2—1		

政策体系における政策目的の位置付け

【避難解除等区域復興再生計画（平成26年6月内閣総理大臣決定）】

第1部 全般的事項

II 計画の取組方針・目標

2. 帰還する避難者及び長期避難者の生活再建の支援

○ 帰還する避難者が、生活の再建を円滑に進められるよう、安定的な居住環境の確保や事業の再開支援を含む就労を確保するための取組を実施する。

3. 地域の経済の再生

○ 農林水産業や商工業をはじめとするこの地域を支えてきた産業を再生させ、帰還した住民の働く場を確保する。特に地域の将来を担う若い世代も帰還する意欲を持てるよう、新たな産業、研究・教育機能の集積を図ることで、雇用機会を拡大させ、避難解除等区域等及びその隣接する地域並びに周辺都市圏の経済基盤を再生させる。

IV 目指すべき復興の姿

2. 避難指示区域の区域区分に応じた復興の在り方。避難指示区域の区域区分に応じた復興のあり方

(1) 避難解除区域

○ 避難解除区域は、今後の避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の長期にわたる復旧・復興の前線拠点となっていく地域であり、他の地域に先立って、産業の復興再生、インフラの復旧、生活環境の再生等の取組を行うことを通じ、避難住民の先行的な帰還を進めていく。

(2) 避難指示解除準備区域

○ 避難指示解除準備区域においては、住民の早期の帰還を見据え、除染、インフラ復旧に加え雇用の場の確保と事業再開の支援、医療・福祉機能の提供体制の確保、帰還の目的が立った町村の教育施設の整備などの支援策を集中的に投入し、早期の避難指示の解除を目指す。

○ また、帰還に伴う放射線の健康影響等に関する不安に応えるため、日常生活や行動等によって異なる個々の住民の方々の個人線量を丁寧に把握する。その上で、個々人の被ばく低減・健康不安対策を、国が、将来にわたり責任をもって、きめ細かく講じていく。

○ さらに、避難指示解除後に当該地域が地域復興のモデルとなり新たな前線拠点となっていくことを見据えた生活環境の整備と、まちづくりの実施を図る。

【原子力災害からの福島復興の加速に向けて（平成25年12月閣議決定）】

(1) 早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える

事故発生から2年9か月が過ぎ、いつかは故郷に戻り故郷を再生させたいという思いと、生活を安定させるためには新しい生活拠点を定めざるを得ないという現実が混在している。この複雑な思いに応えていくためには、国は、復興の基本である帰還支援を大きく拡充・強化するだけでなく、故郷を離れて新しい生活を開始する住民の方々のための支援策も用意していかなばならない。このため、国は、住民の方々や地元自治体が将来に向けて新たな一歩を踏み出すことができるよう、帰還支援と新生活支援の2つからなる支援策を提示する。これを踏まえ、国は、実情に即した福島再生を地元とともに具体化していく。

政策の達成目標

避難指示の解除を経た、帰還者数や帰還事業者の増加。

税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間

居住困難区域に指定する旨の公示があった日から、当該指定を解除する旨の公示があった日から一定期間を経過した日まで

同上の期間中の達成目標

政策の達成目標に同じ

政策目標の達成状況

—

有効性	要望の措置の適用見込み	2,600世帯及び500事業者が利用すると見込んでいる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	避難指示解除準備区域に資産を有する住民や事業者の帰還を促進するためには、避難指示解除準備区域等の復旧・復興の前線拠点である避難解除区域に帰還する支援策が必要であり、本要望によって避難解除区域への帰還が促進され、福島再生を加速する原動力となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進制度に係る特例（福島復興再生特別措置法第23条から第25条まで） ・避難解除区域等における既存事業者への特例（福島復興再生特別措置法第26条から第28条まで） ・「福島再開投資等準備金」制度の創設（平成27年度要望中）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	福島再生加速化交付金（1,088億円） 復興の動きを加速するために、町内復興拠点、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の新たな施策と、長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括し、地方公共団体の事業を支援する交付金。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	「福島再生加速化交付金」は、避難指示を受けた市町村等を対象とし、復興の動きを加速するための環境の整備を行う。一方、本要望項目では個人や法人の早期帰還を促進する。
	要望の措置の妥当性	12市町村への帰還促進の観点から、避難指示解除準備区域に資産を有する住民や事業者に対し、避難解除区域に限り特例対象とするものであることから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。
税負担軽減措置等の適用実績		—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		—
前回要望時の達成目標		帰還困難区域及び居住制限区域では居住、操業が限定されているため、別の地域での早急な生活や事業の再建を図る。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		上記の区域の個人や法人が別の地域での早急な生活や事業の再建が推進された。
これまでの要望経緯		平成23年8月 原子力災害による警戒区域内代替資産の代替特例を創設 平成24年度改正 避難指示区域の再編に伴い、原子力災害による警戒区域内代替資産の特例を原子力災害による居住困難区域内資産に係る固定資産税等の代替資産特例に改正